

令和 8 年 7 月 2 9 日

東大阪市行政管理部人事課

職員の懲戒処分関係資料

1 被処分者

人権文化部 部次長級職員 (58 歳)

2 処分日

令和 8 年 7 月 2 9 日

3 処分の程度

減給 1 0 分の 1 1 か月

4 概要

被処分者は、令和 8 年 6 月 2 3 日午後 0 時 1 5 分頃、私有地に無断で侵入し、煙草を吸っているところを管理会社の職員に取り押さえられ、被害届を提出されるに至った。また、このことが原因で、その後の公務を欠席することとなった。これらのことは、全体の奉仕者として、また法を遵守し、高い倫理意識を求められる公務員としてあるまじき行為であり、管理職である被処分者の行為による影響は大きく、東大阪市職員としての職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となる行為であり、地方公務員法第 3 3 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反するため、地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当する。